

静岡県告示第139号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成27年3月6日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	田方郡函南町間宮字赤狩429番の6から 田方郡函南町間宮字下五反田357番の5地先まで	平成27年3月6日

=====

静岡県告示第140号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成27年3月6日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
熱海函南線	田方郡函南町間宮字下五反田358番の13	平成27年3月6日

=====

静岡県告示第141号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成27年3月6日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月6日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
磐田掛川線	磐田市二之宮字沼原333番の1から 磐田市西貝塚字茱萸の木523番まで	平成27年3月7日 午後3時